

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：木 村 啓 二

学 位 の 種 類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2007年10月6日

学位論文の題名：

再生可能エネルギー・ポートフォリオ
基準制度の特性と有効性に関する理
論・実証分析

審 査 委 員：大島 堅一（主査）

奥田 宏司

羅 星仁（広島修道大学）

<論文内容の要旨>

気候変動対策が現実になってきたことを契機に、太陽光、風力などの再生可能エネルギーの普及が世界的な環境エネルギー政策の課題として認識されるようになってきた。こうしたなか、各国では再生可能エネルギーの普及政策が積極的に採られるようになってきたが、1990年代以降の普及政策は、それまでとは異なる新しい政策手段をもちいて実施されるようになってきたことに大きな特徴がある。

それらの政策を大きく分ければ、給電料金制（一般的には固定価格買い取り制ともよばれる）とRPS制の2つに分類することができる。本論文は後者に焦点をあて、その理論的背景とアメリカ、日本の実施状況について詳しく分析したものである。給電料金制を含め、再生可能エネルギーに関する普及政策についての環境経済学的分析はほとんどない。その意味で、新たな課題に挑戦しようとしたオリジナリティーの高い意欲的研究となっている。

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第1章 RPSの理論とその制度設計上の課題

第2章 テキサス州のRPS制度

第3章 日本のRPS制度についての初期評価
終章

序章では、本論文の背景と学術的な位置づけが述べられている。続く第1～3章では、本論文の対象としているRPSの理論、およびその成功事例としてのアメリカ・テキサス州、また近年導入された日本のRPSの初期評価が行われている。終章では、全体の要約が示された上で、本論文における結論と考察が行われている。

<各章の概要>

まず序章では、そもそも太陽光や風力等の再生可能エネルギーが、なぜ今必要とされているのかについて論じている。筆者は、再生可能エネルギーの環境的側面、社会的側面、経済的側面の3つの側面から再生可能エネルギーについて検討した上で、再生可能エネルギー政策におけるRPS独自の意味を明らかにしている。また筆者は、技術支援政策、市場育成政策、基盤整備政策という3つの政策分類の中で、RPSは市場育成政策に当たり、当該市場育成政策のなかでも、特に供給側の生産電力に対する支援であると規定している。加えて、再生可能エネルギーを普及しなければならない理由として、同技術が、汚染をそもそも出さないクリーナーテクノロジーに位置づけられるからであるとしている。つまり、再生可能エネルギーは、従来環境対策で主要なものとなってきた末端処理型（エンド・オブ・パイプ型）技術ではなく、発電部門を根本から環境保全型に転換しうる技術であると位置づけている。以上により、RPSはクリーナーテクノロジーの市場育成政策という意味をもつということになる。

次に第1章では、RPSの理論的検討を行っている。同章では、まず、RPSが、再生可能エネルギーの義務と権利を国家が配分する仕組みであるとする。その上で、RPSのもとでは、市場を通じて、これらの義務と権利が各主体間で取引されると指摘している。市場にもとづく政策手段であるゆえに、電力市場の自由化とも親和性が高く、また政

府介入の非効率性を回避することが可能であるという積極的側面をRPSは持つ。ところが反面、再生可能エネルギーの属性を示すクレジット(REC)の取引を進める上では、いくつかの現実的制約があり、RPSにおいて理論的に示されるような利点が必ずしも実現されないことの要因となっていると、筆者は説得的に述べている。

第2章では、アメリカ・テキサス州で実施されている現実のRPSについての分析が行われている。テキサス州は、RPSを導入したことにより、再生可能エネルギーの爆発的普及に成功したことで知られている。本論文では、現地の政策当局者に対するヒアリング調査を基礎に、政策実態についての丁寧な分析が行われている。テキサス州の制度の積極的側面として、短期的に競争力のある資源の普及に効果があったこと、その原因として、義務不履行に対する厳しい罰則の付与や実効性のある仕組みを組み込んでいること等が指摘されている。だが他方で、テキサス州においては、潜在的資源賦存量からすれば普及量は少なく、爆発的普及が進んでいないこと、REC価格の変動に対する対応に不十分な点がみられたこと、再生可能エネルギーの多様性の確保という点では問題が残ったこと、資源の偏在性によって系統容量に偏りが生じていること、連邦の補助制度の不安定性の影響が生じていることといった問題点もまた指摘されている。

第3章では、2002年から導入された日本のRPSについての検討が行われている。日本は、RPSを導入した国・地域の中で最大の電力市場であり、その点でも重要なRPS導入国であるといえる。本論文の分析によれば、日本のRPSは再生可能エネルギーの普及の阻害要因とすらなっている。その理由は、各電力会社の再生可能エネルギー導入目標が「調整」され、その結果、当初の導入目標よりも低くなってしまっていることによる。こうしたことを含む諸要因により、再生可能エネルギーの供給量がRPS義務量を大幅に超えてしまっているという事態に陥っている。また、RPS法のもとで新規に建設された再生可能エネルギー関連施設

はほとんどないということも統計的に示されている。本論文によれば、すでに減価償却を終えている設備に対して、RPSによっていわば追加的補助が与えられており、再生可能エネルギー事業への新規参入を阻害している。また、本論文では、これらの問題を克服するための制度的な改善策について、短期的、中期的観点から論じられている。

終章では、各章の要約とともに本論文の結論が示されている。それは、第1に、RPSは再生可能エネルギー普及の有効な手段の一つであるという点である。つまり、日本のように再生可能エネルギー目標量が低いなどの問題を抱えているものであっても、再生可能エネルギー導入量は拡大しており、普及策としての効果はある。第2に、RPSをうまく機能させるには、本論文で明らかになった諸点を考慮して設計する必要があるという点である。本論文ではこれをRPS制度に内在する要因と制度外の要因に区別している。特に後者のなかでも、再生可能エネルギーの社会的便益とその計測が重要であると指摘している。

<論文審査の結果の要旨>

本論文の概要は上記の通りであるが、本論文では次の点で特筆すべき内容を持っている。

第1に、新たな環境経済政策手段としてRPSを位置づけようと試みている点である。RPSは環境政策においては、経済的手段の一種であると考えられることができるであろうが、これまでの政策理論においては、汚染制御のための税・課徴金、排出権取引、補助金の枠組みが主に分析されてきたといつてよい。本論文では、汚染を排出しないクリーナーテクノロジーとして再生可能エネルギー関連技術を位置づけ、これを普及させる手段としてRPSをとらえ、分析している。この視点は非常にオリジナリティーが高く、評価しうる。

第2に、本論文のような研究は、日本および世界の環境経済政策研究ではほとんどみられず、まさに新しい分野の開拓になっているという点である。2006年に行われた環境経済学世界大会においても、近年現実に重要視され、現実の政策でもち

いられているRPSの詳細な分析は全くなかった。もちろん、エネルギー政策研究の分野で一定程度研究が見られるようになってきているものの、これは環境経済政策論的なものではなく、それゆえ、場当たりのものとなっている。本論文は、こうしたなかで学術的貢献度の高いものとなっている。

第3に、アメリカ・テキサス州及び日本の事例に関する詳細な実証研究を含んでおり、こうした学術研究は国内では初めてであるという点は、独創性が高く、大いに評価しうる。RPS研究という点で、木村氏は国内でも数少ない研究者であるといえる。

以上に加えて、本論文の一部は、すでに学術論文、著書、各種の学会報告（環境経済・政策学会、日本環境学会）を通じて公表されており、高い評価を得ていることも付言しておく。下記に、本論文と関連し、学術論文、著書として公刊されているもののみを示す。

第2章部分

「アメリカ・テキサス州におけるRPS制度の実際」『環境と公害』第34巻第1号（2004年夏号）、47-53頁

「RPS制度の政策評価-アメリカ・テキサス州を事例として」『立命館国際関係論集』第4号（2004/4）、47-66頁

第3章部分

「日本の再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準制度の初期評価-再生可能エネルギー市場の分析を通して」『立命館国際研究』第19巻第2号（2006/10）（通号 67）、393-408頁（査読論文）

「日本の再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準制度の制度的課題-2005年度末までの市場動向を踏まえて」『環境と公害』第36巻第3号（2007年冬号）、57-63頁（査読論文）

以上が本論文の評価すべき点であるが、次に述べる問題点も指摘しておかなければならない。

まず第1に、経済学の理論的分析が必ずしも緻

密に展開されているとは言えない点である。本稿では、RPSの枠組みを図を用いて説明しようと試みているが、公開審査会においてもこの点に関する疑問がいくつか提示された。だが、エネルギー政策研究の分野では確かに本論文で用いられているような図式をもちいた説明が行われており、これは本論文独自の問題点というよりは、再生可能エネルギー政策研究が新しい分野であり、それゆえ学会でも標準的解釈が存在していないことの表れでもある。

第2に、RPSがもつとされる効率性に関する分析が一般的抽象的にされているだけで、実証研究のなかでは論じられていない点である。だがこの点は、RPSが現実実施されるようになってまだ日が浅く、統計的にそうしたデータが得られないという点による。また電力価格は各国事情に左右されることから、発電単価の差異を各国間で比較することも困難である。これらの点があるため、RPSの効率性については実証的に明らかにすることは現時点で困難であるとも言える。なお、この点については木村氏も検討課題として取り上げているところであり、今後の研究で明らかにされるべき点であろう。

第3に、再生可能エネルギーの社会的便益について検討すること、あるいは逆に、再生可能エネルギーの利用に関する追加的費用を算定して費用負担のあり方を考えることが、必要ではないかと考えられる。だが、社会的便益については、気候変動問題に関連する被害を推計する必要があるのであり、これ自体が理論的にも実際の計算にあたって非常に困難である。この点については、木村氏の今後の一層の研究に期待したい。

以上述べた問題点は、木村氏の今後の一層の研究の積み重ねにより克服されていくべきではあるが、かといって本論文の意義そのものを損なうものとは決していない。

審査委員会は、3名による審査に加え、2007年7月27日には公開審査会を実施し、本人からの詳細な内容の報告をもとに、忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。その結果を踏まえ、審査委員会

は、本論文が立命館大学学位規程第18条第1項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を

有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また、英語文献を数多く参照し、また現地（アメリカ）でのヒアリングを行っている事実から、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本審査委員会は、本論文提出者に対し、博士（国際関係学）の学位を授与することを適当であると判断する。

氏 名：知 足 章 宏
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2007年10月6日
学位論文の題名：

中国の大都市における適正な水環境政策の確立に向けた課題と展望

一民営化、地方レベルの直接規制と取引可能な許可証制度を中心に—

審 査 委 員：大島 堅一（主査）

中川 涼司

寺西 俊一（一橋大学）

〈論文内容の要旨〉

アジアでは、1990年代以降、圧縮型工業化と爆発的都市化が進行し、それにとまなう環境問題が激化している。特に水問題は、大気汚染、土壌汚染に並んで古典的環境問題の一つであるが、その解決がみられず、一般に深刻になっている。水問題は、水汚染に加えて水資源の利用のあり方を含む総合的なものでなくてはならないが、水の総合的管理に向けた政策が総合的に実施されている途上国は稀である。とりわけ、人口が多く、経済成長の著しい中国においては水問題の解決が急務となっているといえる。

環境経済学においては、1970年代頃は水を巡る環境経済政策手段の研究がなされ、Kneese等が、理論及び実証分析の研究業績を積み重ねてきた。だが、近年においては水問題に関する環境経済研究が極めて少なくなっている。また中国の環境問題に関する先行研究においても、水問題に関しては、水問題に関する概況や排污費（一種の環境税）に関する研究は一定程度あるものの、中心的に問題が集積される大都市部に関する研究はほとんどみられないと言ってよい。

そのようななかで、本論文は、中国の大都市、特に、最も経済発展の進む上海を中心に、中国の上下水道事業の民営化と工業排水規制、取引可能

な排出許可証制度の現実を具体的に分析し、今後の課題を明らかにしようとした労作である。水に関する環境経済政策研究、中国の都市問題に関する研究が質量ともに不足している中、新たな研究課題に挑んだ意欲作ともなっている。

〈構成〉

本論文の構成は以下の通りである。

序章 水環境問題への環境経済政策研究の展開とアジア発展途上諸国、中国の課題

第1章 上下水道事業民営化政策と中国、上海市の現況

第2章 中国の工業排水規制と上海市の直接規制—直接規制の展開と課題—

第3章 上海市における取引可能な水汚染排出許可証制度—黄浦江上流水源保護区における取引可能な許可証制度の実態—

終章 適正な水環境政策の確立に向けた課題と展望

序章では、水を巡る環境問題を、水汚染や水資源利用に分けて考えるのではなく、水環境問題として統一的にとらえる必要があることを示した上で、環境経済・政策研究のサーヴェイを行っている。続く第1～3章では、主に1990年代以降の中国の水環境政策について、特に上下水道事業の民営化、フルコストプライシング、工業排水規制（直接規制）、取引可能な排出権取引制度の分析が行われている。終章では、中国において水環境政策を適切に実施していく上で必要な諸点について結論が述べられている。

〈各章の概要〉

まず序章では、水を巡る環境問題は、水汚染と水資源利用に区分してとらえるべきではなく、「水環境問題」として総合的にとらえられる必要があるという本論文での基本的視点が述べられている。つまり、水資源の乱用による水資源不足が河川の流量を減らし、流量が減れば河川の希釈能力が弱まり、汚染への脆弱性が増す、という

構造が水利用にはある。したがって、水利用のあり方と汚染問題は切り離して考えるべきではない。その上で、知足氏は、水環境問題に関する先行研究の包括的サーヴェイを行い、それを踏まえて、現実の政策課題に関する見解を示している。筆者によれば、水環境政策には各国の政治経済的特徴が反映されているのであり、したがって、中国の水環境政策を正確に分析、評価するためには、環境政策分析で重視されがちである「下からの圧力」分析に加えて、中国独自の国家的な「上からの圧力」にも着目すべきである。

次に第1章では、上下水道事業の民営化政策について述べられている。ここでこの問題が本論文の中で扱われているのは、水環境問題は一般に公衆衛生問題（安全な水供給と処理）として発生するので、水環境政策の分析にあたって、水の衛生問題の現状について把握することが必要だからである。ここでは、中国が世界ないしアジアの中でいかなる位置を占めているのかを分析した後に、1990年代以降（中国では2000年代以降）にこれらの問題に対処するために世界的にとられるようになった民営化とフルコストプライシングの実態と影響について述べている。これによって、民営化の目的が非効率性の除去、投資拡大、貧しい人々への安全な水供給の拡大にあったにもかかわらず、民営化の一環として導入されたフルコストプライシング制が、水価格の高騰を招き、各国でかえって安全な水供給が貧困な人々に至らないという事態に陥っていることから、中国においても同様な事態に陥る可能性があることが示されている。

第2章では、中国の国家レベルの水環境政策を歴史的に総括した上で、工業排水対策として重要な役割を果たし、一定の効果を上げてきた直接規制に注目し、この具体的な実施過程を上海市を事例に分析している。ここでは、上海市において、特定区域における汚染企業の強制的閉鎖や移転といった中国的手法がとられていることが明らかにされている。なかでも、地方政府として独自に行

われた汚染物質の申告・登記制度が、大規模排出者からの汚染に関して重要な成果をあげたことが述べられている。ただし、こうした直接規制は、大量に汚染物質を排出する特定汚染源について効果があるものの、郷鎮企業等の新たな排出源への対策に関しては、十分な効果を持ち得なかったことも同時に明らかにされている。また、地方政府独自の環境政策の実施が可能になっていることが、かえって、国家レベルでの環境政策が適切に実施されない要因ともなっていることにも触れられており、国家からの「上からの圧力」のみでは環境政策の効果が十分には得られないとしている。

第3章では、上海市の工業排水規制において特に重視された黄浦江上流水源保護区における取引可能な許可証制度について分析が加えられている。本論文によれば、上海市における同制度は、標準的環境経済政策理論が想定する排出総量規制、費用最小化を目的としたものではなく、むしろ、国有企業を中心とした新規参入企業の経済的利益の確保を目的として実施され、それを通じて環境政策上の効果も得られたという点が明確に述べられている。上海市における許可証の取引は、地方政府を通して実施され、許可証価格も地方政府によって定められている。この点も、標準的環境政策理論では想定しえない点であるが、そうしたプロセスをとり、地方政府の強制力を活かして政策をとることにより、環境的な効果ももたらされたという点を本論文は指摘している。

終章では、以上の諸章の要約と結論が述べられている。結論としては、第1に、水環境政策を実施するためには、実効性を向上させることが不可欠であること、第2に、強制力をもつ直接規制の有効性をさらに高める措置が必要であること、が説得的に述べられている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文の概要は上記の通りであるが、本論文では次の点で特筆すべき内容を持っている。

第1に中国の大都市・上海を具体的事例にとって、その水環境政策を総合的に分析しようと試みている点である。環境経済政策研究において、中国の環境政策・環境問題については、2000年頃を境に徐々に研究が蓄積されつつあるが、それはいまだ中国全般を対象にしたものであったり、政策においても国家レベルの環境政策の分析であったりする。だが、国家の制度そのものを分析したとしても、その実際が明らかになったとは言えないのであり、具体的には、地方レベルの実施状況が明らかにされなければならない。本論文は、中国の経済発展を象徴する大都市・上海を対象に政策の実施過程を具体的に分析しているという点で高く評価できる。

第2に、取引可能な排出許可証制度は、環境経済政策において汚染制御のための政策手段として重視されているものであるが、日本では途上国における実情については紹介されておらず、また英文国際学術誌でも非常に稀である。その意味で、本論文は、中国の地方レベルでの実態に分析が加えられており、注目に値する。

第3に、経済発展を遂げながらも工業排水を減らした上海の政策実態に接近しようと試みている点である。従来、経済発展にともない水汚染はむしろ激化するものであるが、上海市の工業排水問題に限ってはそれが逆に克服されてきた。これは、環境保全と経済発展の「上海モデル」とも名付けることができよう。本論文は、その具体的内容が分析され、明確に示されている。この点で、環境経済政策研究にとって非常に重要な貢献をしていると評価できる。

なお、本論文の一部は、すでに学術論文、著書、学会報告（環境経済・政策学会、日本環境学会、日本経済政策学会）によって公表されており、高い評価を得ている点も評価できる。下記に学術論文、著書として公刊されているもののみ示す。

第1章

「アジアの開発途上国における水質汚染問題_ 下水事業への民間参入 (Private Participation) の

現況・経験」『立命館国際地域研究, 第23号』, 立命館国際地域研究所, 2005年3月, 153-167頁

「水アクセス権の確立を求めて」寺西俊一・井上真・大島堅一編『地球環境保全への途』有斐閣、2006年、第11章（野田浩二・一橋大学大学院との共同執筆）、73-92頁

「改善が遅れる水の衛生問題」日本環境会議「アジア環境白書」編集委員会編『アジア環境白書2006/07』東洋経済新報社、2006年、（大島堅一・立命館大学助教授との共同執筆）、268-271頁。
第3章

「中国における流域レベルの水汚染抑制策_ 経済発展-黄浦江上流水源保護区における取引可能な許可証制度の実際-」『立命館国際地域研究』第25号、立命館国際地域研究所、2007年、55-69頁
以上が本論文の評価すべき点であるが、次のような問題点も指摘しておかなければならない。

まず第1に、前述した「上海モデル」について、筆者自身が定式化を必ずしも行っているわけではないという点である。これを筆者自身が明確にすることが望ましい。すでに述べたように本論文の分析内容は注目しうるものである。上海独自の政策のあり方をより積極的に位置づけ、分析を詳細にすれば、国際的にも注目しうる学術業績に結実させることが可能である。

第2に、ヒアリングないし詳細な統計が必ずしも十分には得られていないのではないと思われる点である。具体的政策の分析にとって、生の情報を得ることは非常に重要な点であるが、この点はやや不十分であり、より丁寧な作業が必要であるように感じられた。だがこれは、途上国ないしは中国における特殊事情から、環境問題のような社会の負の側面についての情報が概して得にくいという事情によるものでもあり、環境研究の分野においては、多々見られるものである。

以上の諸点は、知足氏の今後の一層の研究の積み重ねにより、克服されていくべきではあるが、本論文の意義を損なうものでない。

審査委員会は、3名による審査に加え、2007年

7月20日には公開審査会を実施し、本人からの詳細な内容の報告をもとに、忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。その結果を踏まえ、審査委員会は、本論文が立命館大学学位規程第18条第1項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での

質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。また語学能力についても、英語文献、中国語文献を数多く参照し、英語での研究報告経験を複数もち、また現地でのヒアリングを中国語で行っている事実から、語学力を十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本審査委員会は、本論文提出者に対し、博士（国際関係学）の学位を授与することを適当であると判断する。

氏 名：篠原美江
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2007年10月6日
学位論文の題名：

多国籍企業の財務的側面に関する考察
—企業内貿易を通じた利益操作、優遇
税制の活用、クロスボーダーM&Aによ
る資本結合—

審査委員：板木 雅彦（主査）
朝日 稔
有賀 敏之（名古屋学院大学）

〈論文内容の要旨〉

本論文は、これまでの先行研究において手薄であった多国籍企業の財務的側面について明らかにすることを目的とした研究である。従来、アメリカ多国籍企業活動に関する実証研究は、アメリカ商務省が発行する海外直接投資センサス Benchmark Surveyに依拠した研究が中心である。これは、アメリカ多国籍企業の海外での活動、特に海外子会社の企業業績に重点をおいて包括的にまとめられた統計資料である。代表的な研究としては、南克己氏、杉本昭七氏、関下稔氏による研究成果をあげることができる。

これらの先行研究の成果は、次のよう要約される。アメリカ多国籍企業は、アメリカが持つ高度かつ最先端の技術力を企業内国際分業の中で生かすことによって、アメリカ親会社と日本、ヨーロッパなどの先進国に所在する海外子会社、ラテンアメリカやアジアなどのNIESや途上国に所在する海外子会社の3者が、垂直的な重層構造として統合されている。また、多国籍企業それ自身が持つ特徴である、国ならびに地域ごとに異なる優位性をもとにした柔軟性に富む海外子会社の分布は、アメリカ多国籍企業の生産活動を軸にして結び付けられている。さらに、第二次世界大戦後に確立された体制間対抗の一つであるアメリカ資本

主義の、世界的規模での支配的な展開過程、ならびにその再生産構造の中心軸として、軍事部門を構成する新鋭重化学工業がその中軸に置かれている。

以上からわかるように、海外直接投資センサスを用いて分析を行ったこれらの先行研究は、当時の多国籍企業の活動を緻密に実証分析したものと高く評価することができる。しかし、多国籍企業の活動は、企業内国際分業や企業内国際貿易といった、いわば生産・流通活動の側面だけにとどまらず、財務活動の側面も含まれている。それは、拡大再生産を通じて企業活動が展開するのに伴い、いかにして支払う税金を最小限に抑え、手元に最大限の利潤を残すかといった企業として極めて重要な租税負担回避や節税の問題である。このことは、多国籍企業の活動において、生産・流通活動がプラスの足し算としての意味を持つと考えるならば、財務活動における租税負担の問題は、むしろマイナスの引き算としての意味を持つと考えられる。このように、多国籍企業の活動は、生産・流通活動と財務活動が一体となって展開している。したがって、多国籍企業の活動について包括的に解明するには、従来の研究で行われていたような生産・流通活動のみならず、財務活動についても考察の対象範囲を広げなければならない。

以上の問題意識から、第1章では、アメリカ商務省発行のアメリカ海外直接投資センサスU.S. Direct Investment Abroad: Benchmark Surveyを用いて、アメリカ多国籍企業における企業内国際貿易を通じた利益操作の問題について、その全体像を把握することが試みられている。その結果、アメリカ多国籍企業が生産・流通活動の結果得ることができた果実である利潤について、その移転基地となるプロフィットセンターとして位置付けられた西半球地域、イギリス、オランダ、スイスに所在するタックス・ヘイブン地域の卸売業、製造業ならびに石油卸売業の海外子会社を活用することで、企業内国際貿易取引を通じて巨額の利益操作を展開している疑いがきわめて高いことが明

らかにされた。

第1章における考察を踏まえて第2章では、自国の輸出促進を目的にアメリカ政府が主導する形で施行されたアメリカの巨大多国籍企業を対象とする内国法人優遇税制——外国販売子会社制度(FSC制度)とアメリカ属領法人制度——と、その活用による節税の実態について、財務省の所得統計を用いて実証分析が行なわれた。アメリカ多国籍企業は、FSC制度とアメリカ属領法人制度によって租税負担軽減の恩恵を受けていることが明らかとなった。その中でもとりわけ、FSC制度においては、化学関連製品、機械製品、電機・電子部品、輸送機械、コンピューター・ソフトウェアを輸出するアメリカ多国籍企業が、そして属領法人制度においては、プエルトリコを中心に薬品業、食品・関連製品業、電機・同部品業、専門機器・関連製品業のアメリカ多国籍企業が、それぞれ優遇税制の恩恵によって巨額の節税を実現させていることが明らかとなった。

内国法人優遇税制とは、アメリカ国内法による極めて内向きで特異な保護のもとに、アメリカが抱えていた巨額の貿易収支の赤字を改善させるための経済政策として展開されたもので、アメリカ企業によるアメリカ製品の輸出促進を後押しする目的で制度化された。そのために従来は、アメリカの内国法人優遇税制に関する問題が、国際経済法や通商政策、財政学の領域に属するものとして研究対象とされたため、多国籍企業論としての研究がこれまで十分進んでこなかった憾みがある。その意味において、この第2章において、内国法人優遇税制について多国籍企業論の観点から実証分析を行った研究意義は大きいものと考えられる。

第3章では、アメリカ多国籍企業による財務活動についてさらに明らかにするために、UNCTADによって提供されているクロスボーダーM&Aのマクロ統計World Investment Reportを用いて、1990年代に顕著となったクロスボーダーM&Aについて分析している。アメリカ多国籍

企業がクロスボーダーM&Aを通じた組織のポートフォリオ化を具体的にどのように展開していたのかという問題と、世界のクロスボーダーM&Aの動向におけるアメリカの位置付けが検証されている。1990年代における世界のクロスボーダーM&Aは、先進国、特にアメリカとイギリス、フランス、ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国が主導する形で行われていた。しかし、アメリカのクロスボーダーM&Aについてみた場合、案件数ベースによると買収国の立場にあるものの、金額ベースでは売却国の立場にあった。つまり、クロスボーダーM&Aにおけるアメリカの地位は、むしろ巨額の資金流入によって海外企業から買収されている立場にある。さらに、アメリカのM&Aについてみていくと、アメリカ国内におけるM&Aを基盤としてクロスボーダーM&Aが展開されている実態が明らかになる。

そして、国別・産業分類別に取引内容を見ていくと、国別では、主にイギリス、ドイツ、フランス、オランダのヨーロッパ諸国とカナダとの間でクロスボーダーM&A取引が多くなっており、それに加えてアメリカ企業によるラテンアメリカ諸国の企業の買収と日本企業によるアメリカ企業の買収が多数展開されている。また、産業分類別では、食品・飲料・タバコ、化学・同製品、コークス・石油・核燃料、電機・電子、自動車・同部品の製造業企業と、電力・ガス・水道、商業、運輸・倉庫・通信、金融、ビジネスサービスのサービス業企業を中心にクロスボーダーM&A取引が行われている。ここからさらに、クロスボーダーM&Aにおけるアメリカ企業をめぐる買収と売却の関係についてみると、イギリス、ドイツ、フランス、オランダのヨーロッパ諸国とカナダ、日本の海外企業によって、化学・同製品、コークス・石油・核燃料、電機・電子、自動車・輸送機器、出版・印刷、運輸・倉庫・通信、商業、ビジネスサービスに属するアメリカの企業がM&Aによって大幅に買い越されており、食品・飲料・タバコ、金融、電力・ガス・水道に属するアメリカの企業

によって、ブラジル、メキシコなどのラテンアメリカ諸国の企業がM&Aによって大幅に買い越されていることから、アメリカ多国籍企業は、クロスボーダーM&A取引を通じて特にこれらの企業組織内における事業ポートフォリオの最適化を積極的に推し進めている実態が明らかとなった。

終章では、以上の分析結果の要約と、今後に残された研究課題が取り上げられている。

〈論文審査の結果の要旨〉

本論文の審査過程で明らかになった、特徴点・独創点は以下の通りである。

1. 問題意識、着眼点に関して言えば、従来の生産過程・流通過程を中心として研究に対して財務分析の重要性を主張し、これを実証的に遂行した点は、学界に対する一つの貢献として十分に評価できるものである。

2. アメリカ商務省統計、米国内国歳入庁統計、国連貿易開発会議のオリジナルデータを詳細、緻密に分析した実証分析であること。この点では、多国籍企業研究の従来のよき伝統を引き継いで、「事実をもって語らせる」姿勢を貫いている点が、高く評価できる。

3. しかも、これらのオリジナルデータにそのまま依拠するのではなく、その詳細に分け入り、内部に隠された数値間の矛盾点を指摘し、その分析をもとに、現代多国籍企業の隠された利益操作の実態を明らかにしようとしていることは、本論文においてももっとも高く評価できる独創点である。この論点に関しては、すでに学会報告もされ、これまでの多国籍企業研究に一石を投ずるものとなっている。

しかしながら、本論文の価値を減ずるものではないとはいえ、以下のような問題も同時に含んでいる。

1. アメリカ商務省統計、米国内国歳入庁統計の整合性を問い詰め、その問題点を検証したことが、最終的に多国籍企業内部における移転価格 transfer pricing と利益操作の実態を確定的に実証できたかという点、依然若干の疑問が残されている。この点、今後さらに追加的な統計情報、文献情報等を活用しながら、研究を進めていくことが望まれる。

2. 上の点とも関連するが、公開審査会の席上では、個別企業の財務分析の必要が強く指摘された。マクロ統計の不十分さを補うものとして、またそこには現れない経済実態をあらわに示すものとして、個別企業にまで降り立った緻密な研究が、今後展開されることを期待したい。

3. 終章において著者自身も言及している点であるが、近年企業買収において顕著になっている「買収ファンド」の実態を明らかにする必要がある。また、近年日本でも独占禁止法上解禁された「純粋持株会社」が、多国籍企業の経営組織に及ぼす影響も重要な課題であろう。これらを含めた包括的な研究を今後展開することで、実証的にも理論的にもさらに充実した研究が行なわれることを大いに期待したい。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位にふさわしい学力を有していることを確認した。また、英語文献を数多く参照し、語学能力も十分有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して、博士（国際関係学）の学位を授与することを適当と判断する。

氏 名：全 且煥 (ジョン・チャホン)

学位の種類：博士(国際関係学)

学位授与年月日：2007年10月6日

学位論文の題名：

近代日本言論思想家たちの国際観
—陸羯南と福沢諭吉を中心に—

審査委員：文 京洙 (主査)

原 毅彦

西川 長夫

<論文内容の要旨>

(論文の課題)

本論文の課題はおおむね以下の三点に要約される。

本論文の第1の課題は、陸羯南と福沢諭吉について、学位申請者(以下申請者)がその思想の「根源的制約性」としたものを、国民国家の論理とナショナリズムの側面から明らかにしていくことにある。具体的には両者の思想の限界がその国民国家の論理と文明論・文化論のうちに根ざすものとみて、両者の国際観の検証を通してこれを明らかにしていくという点にある。

申請者によれば、福沢は早くから国際社会における国家間の対立の仕組みに気づき、国民国家の枠組みづくりを主張し、また近代主権国家に必要な国民を創出することこそ当時の国家間体制における日本の解放と独立を意味するものと考えた。だが、このような抵抗と解放、自由と独立を意味していた文明論の論理は日本が力をつけてくるにしがって抑圧と侵略を正当化する帝国主義的論理に変わっていく、と申請者は見ている。

さらに文明論の論理に対抗していたはずの陸羯南の文化論の論理も、結果的には福沢と同じように国権膨張論的、皇道主義的、植民地主義を変化していくことになる。このように文明と文化という観念は不可分なものであり、両者の対外観の検討は、総合的な陸や福沢研究のためには欠かせな

いものであるにもかかわらず、従来の研究ではこの点の手薄であるため、本論文では、文明・文化・国民国家という概念を相対化した上で対外観的視点を取り入れた総合的な研究を試みるものとされている。

本論文の第2の課題は、福沢諭吉と陸羯南の先行研究に対する批判的検討である。

陸羯南も福沢諭吉も幕末・明治期の日本の国民国家形成期に国民統合と近代的主権国家形成を目標に活躍した言論思想家であり、国際情勢に敏感に対応し、とりわけ朝鮮や清国に対して強硬で差別的な態度を様々な論説を通して示している。だが、申請者によれば、こうした差別的で侵略的な朝鮮観や清国観を詳しく研究した業績は意外と乏しく、それは陸羯南研究においてさらに顕著であるという。両者とも国粹主義的、皇道主義的、植民地主義的見解を数多く表明しているにもかかわらず、福沢に対しては「個人的自由と国民的独立、国民的独立と国際的平等はまったく同じ原理で貫かれ、見事なバランスを保っている」としたり、陸に対しては「ナショナリズムとデモクラシーの総合を意図した。～国際的な立ち遅れのために植民地ないし半植民地化の危機に曝されている民族の活路はいつもこの方向以外にない」としたりする擁護論が少なくない。本論文では、こうしたいわば「健全なナショナリスト」的な解釈の偏りを明らかにしたいとされる。

と同時、逆に福沢を「植民地主義者、帝国主義的膨張論者」として断罪する安川寿之輔の見方も、こうした既存研究の偏りの批判に有効ではあるが、国民国家の論理や規範を自明視しているという点では同じ土壌に立ち「従来の福沢研究の典型的領域を脱していない」として批判的に検討される。

本論文の第3の課題は、1989年に『文明論の概略』が翻訳出版されて以来の韓国での福沢諭吉についての研究を概観し、最近活況を呈している韓国における東アジア近代史研究に新しい論点を提示することである。

（論文の構成）

本論文は、「はじめに」、「第1章 陸羯南の国際観」、「第2章 福沢諭吉の国際観」、「第3章 福沢諭吉の文明論と陸羯南の文化論の根源的制約性」、そして「おわりに」からなる。

「はじめに」は、上記の（論文の課題）で記した第1と第2の論点が示される。

第1章「陸羯南の国際観」では、まず第1節「陸羯南の評価をめぐって」で、丸山嘉徳、遠山茂樹、本山幸彦、丸山真男、山口一之など、これまでの陸羯南論が批判的に検討される。

第2節「陸羯南の国民主義と国際論」では陸羯南の主張する国民主義と国際論の論理を時代的背景と経過、その結果から振り返り、現在の第三世界の民族主義との相似性と連続性を考察している。

第3節「外政論からみた陸羯南の国際観」では陸羯南の国際観の変化を関係諸国（対朝鮮、対清）に対するそれぞれの言説から検討する。

第4節「陸羯南と第三世界の民族主義」では現在の第三世界の民族主義の論理と陸羯南の論理を対比している。

第5節「陸羯南の国民国家の論理」では陸羯南の文化論と国民国家の論理の限界や問題点があったため検討している。

第2章「福沢諭吉の国際観」では、まず、第1節「福沢諭吉の評価をめぐって」では羽仁五郎、丸山真男など肯定派の福沢評価と、服部之総、安川寿之輔の批判派、さらには「福沢の思想がもった歴史的使命は、日清戦争をもって終わった」とする遠山茂樹らの「混在論」などが詳細に検討されている。

第2節「福沢諭吉の文明論」では福沢の文明概念の考察を通して『文明論の概略』の背景や、文明概念に潜んでいるイデオロギー性と国民国家との関係を明らかにすると同時に、国家イデオロギーとしての文明概念が次節で検討される対外観、とりわけ朝鮮観と清観にいかに関与しているのかをみている。

第3節「福沢諭吉の国際観」では福沢の朝鮮観や清観を論説と著作などを通して福沢の立場を明らかにし、従来の偏った研究に異議を唱えている。

第4節「福沢諭吉の国際観と現代日本のナショナリズム」では、福沢のナショナリズムと現代日本のナショナリズムを対比してナショナリズムの両義性を確かめると共に国民国家に翻弄されつづけている東アジアの過去と現在を総括的に検討している。

第3章「福沢諭吉の文明論と陸羯南の文化論の根源的制約性」では、福沢の文明論、陸の文化論があらためて対比させながら総括される。前者を、幕末・明治初期の「国民国家形成期における愛国的国民を創出するための国家イデオロギー」として、後者を「明治20年前後の欧化万能主義」に対抗する文化概念をより所とした「国民主義」と概括したうえで、両者とも国体や国家に最高の価値をおいた「国家イデオロギー」として収斂される点で共通していることが示される。

「おわりに」では、丸山真男『「文明論の概略」をよむ』で示された、主権の国民国家以外にどんな「代案」がありうるのかという問いかけに触れて、あらためて、本論文の基調となる「国民国家批判」の見地を確認している。

（研究成果の公表状況）

また、本論文の内容の一部はすでに以下の研究書で掲載され、高い評価を得ている。

「陸羯南の国際観」『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』（西川長夫、渡辺公三編集 柏書房 1999年2月刊行）

〈論文審査結果の要旨〉

（本論文の意義）

本論文でも述べられているように、福沢諭吉については、「個人的自由と国民的独立、国民的独立と国際的平等はまったく同じ原理で貫かれ、見事なバランスを保って」（丸山真男）いるという市民的自由主義者として高く評価する見方と、

「脱亜論」に象徴されるような国権主義的な膨張論者、アジア蔑視の帝国主義者としての見方、さらには、朝鮮での甲申政変を機に民権論的基調が国権論的基調に変化したという段階論的、状況対応論的な見方が競合してきた。最近では、本論文でも検討されているように、安川寿之輔『福沢論吉のアジア認識』（2000年）が、朝鮮・中国に対する福沢の論説などを徹底的に検証し、福沢を「近代日本の最大の保守主義者」、「二枚舌の思想家」、アジア蔑視・侵略主義者、と批判している。これに対して平川洋『福沢論吉の真実』（2004年）は「時事新報」の社説をすべて福沢一人が書いたのではないこと、「脱亜論」などアジア蔑視、侵略主義が色濃く示す論説の多くは福沢の弟子である石河幹明の筆によるものであることを示して西洋的な個人の独立に基づく市民的自由主義と普遍的国家平等主義を説いた啓蒙思想家としての福沢像をあらためて浮き彫りにし、福沢の肯定否定論にまつわる論争は新しい段階で展開している。こうした研究状況の丹念なサーベイを果たした本論文が以下の3点で学術上の意義があることを、3名の審査委員は一致して確認した。

①まず、本論文は、福沢像をめぐるこれまでの二律背反的な見方に対して、福沢のアジア蔑視的な国権論者としての側面をあらためて検証しつつも、それがけっきょくは福沢が構想し、「市民的自由主義者」像の論拠ともされる「国民国家」の論理に根ざすものであることを示している。福沢評価をめぐるこれまで競合してきた肯定・批判・段階論の多くも、そうした「国民国家」の論理や規範を自明の前提としている点で共通の論理・枠組み・基礎をもつ点が示され、本論文は、こうした前提や枠組みそのものの抱え込まざるを得ない問題を「国民国家批判」の見地から明らかにしている点で、これまでの福沢論争に新しい地平を切り開くものである。

②さらに本論文は、陸羯南の対外認識の基礎にあった文化論をそうした福沢の文明論に対比させながら批判的に検証した点、陸羯南の研究に新たな論点を提示するとともに、福沢に比べてはるか手薄な陸羯南研究を豊かにするうえで一定の貢献をはたすものと評価できる。

③本論文は、「国民国家」の枠組みが近年までに日本以上につよく働いていた韓国での福沢研究を飛躍的に前進させることが期待されるばかりか、ここ数年、韓国で活発な論議が展開している東アジアの「近代性」をめぐる議論にも一石を投じるものと考えられる。

本論文の以上の意義を確認したうえで2007年7月20日の公開審査会では、陸羯南の文化論の背景にある論理や思潮の問題、丸山も提起した代案・選択肢の問題、福沢・陸の具体的な関連や影響関係など、発展させるべきいくつかの問題点が示された。だが、審査委員3名は、それらの課題は残されているとはいえ、そのことは本論文の意義を損なうものでなく、本論文が本学学位規程第18条第1項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していると確認した。または提出者は韓国からの外国人留学生であるが、博士前期課程より本研究科で学び、高度な日本語能力を有し、この点は博士論文にも十分に反映されている。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対し、博士（国際関係学）の学位を授与することを適当と判断する。

氏 名：戸 塚 悦 朗
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2007年10月6日
学位論文の題名：

ILOとジェンダー
— 性差別のない社会へ —

審 査 委 員：龍澤 邦彦（主査）
石原 直紀
吾郷 眞一（九州大学）

〈論文内容の要旨〉

本申請論文は2006年3月日本評論社より刊行された単著である。構成は五つの章からなり、その概要は次の通りである(本文285頁、謝辞、あとがき、索引等を含め300頁)。

第一章 ILO創設と男女平等賃金原則の成立
第二章 国際機関を動かす女性運動 — 国際NGO活動のさきがけ
第三章 日本軍性奴隷問題とILO
第四章 日本の女性賃金差別とILO
第五章 終章
謝 辞
あとがき
索 引

本論文は、人権問題としての日本軍性奴隷問題を強制労働と法的に性質決定してILOの男女平等賃金原則と日本での女性賃金差別の問題との関連から分析し、その解決の糸口を探ろうとするものである。

具体的に、第一章では、ILO創設の経緯と「男女同一価値労働同一賃金原則」の成立と発展の歴史を説明し、第二章では、その背景となった女性運動を概観している。第三章では、そのような歴史の産物であるジェンダーにかかわるILO条約実施のため設置されたILO条約実施監視機構が、日本軍制度問題に関して日本政府に対する勧告を重

ねてきていることが示され、第四章では、ILO監視機構が日本の男女賃金差別問題について対日勧告を重ねていた事実があるにもかかわらず、日本でそれが知られてこなかったことはなぜかを問い、その意味を論じている。最後の第五章では、日本の男女賃金差別問題が、このような対日勧告以前から二度も、総会の議題になって討議されていたことが知られてこなかったことはなぜかを問い、その意味を論じ、そのうえで、このような日本の現状打破のための提案を行っている。

本論文は二つの大きい問題意識から成り立っている。一つは、今日的課題に対処する際の歴史的思考の必要性が説得的に描かれている前半部分である。「同一価値労働に対する同一賃金」原則の成立過程における国際NGO活動のさきがけとしての戦前からの女性運動の強い影響が指摘され、これを一次資料により丹念に説明している。第二には、著者の長い年月にわたるNGO活動と、その経験から得られた多くの法的知見を「性」と「生」の融合という視点から再構築しようとしている。即ち、ILO29号条約(強制労働条約)とILO100号条約(同一価値労働に対する男女同一賃金条約)が並行してILOにおける審議対象となってきたが、これらは根本的に同一問題ではないかという基本的認識から出発して、様々な視点からそのことを説明しようと試みている。「国際人権法を活用して人権擁護活動を実践するという試行錯誤を繰り返しながら、日本の人権状況の根本的な変革のきっかけをつかもうと努力してきた」過程で、日本に知られてこなかったILOによる日本の女性賃金差別問題への取組みに関する「発見」をするなど、通常研究者があまり注意を向けてこなかった分野に遭遇した。実務家としての実践の過程で得た知見、発見を通して、典型的な人権侵害問題の構造と解決を困難にする障壁を、ILOのジェンダーへのかかわりという視点から明確化し、今後の対応方策を明らかにしようとしている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文の評価点は以下のとおりである。第一に、男女同一賃金原則が同一価値労働同一賃金原則(量的及び質的に同一価値の労働に対しては、男性に対するのと同一賃金が女性にも与えられねばならないという原則)に変更される歴史的過程をきちんと追っており、審査の中でも、この原則に関して、女性を基準として、男性との差異を解消する視点の転換の必要性を強調した。その上で、彼は、この原則をいかにILO第100号条約を通じて、従軍慰安婦問題の中で適用するかを明確にしている。この点は、オリジナルな点であり、博士論文の評価にとり必要な部分である。第二に、性差別を禁じた日本国憲法は1946年に制定され、1985年には女性差別撤廃条約が批准され、1999年には男女共同参画社会基本法が制定された。戸塚氏は、この法律についても、一家言を有しており、「平等」ではなく、「共同参画」という用語の使用自体が既にして男性社会としての日本社会に残っている一部の差別意識を表すものだと述べられたが、このような女性差別に関する法制度形成の努力にもかかわらず、なぜ現実には女性差別がなくならないのかということについては多くの先行研究が存在する。本論文では、日本軍性奴隷問題(「性」にかかわる問題)と女性賃金差別(「生」にかかわる問題)が密接に関連するものとしてILOの人権擁護制度の中でどのように扱われてきたか、そして扱われるべきかをジェンダーの視点から掘り下げて研究している点である。第三には、従軍慰安婦という性奴隷問題を敢えて、強制労働、即ち、「強制された労働のみならず、強制された役務をも含むもの」と捉え、これをILO専門家委員会の報告書を元に裏打ちして同一価値労働同一賃金原則と組み合わせることで、「性」と「生」の問題を一挙に解決する糸口を見出そうと試みたことである。第四に、運動家から理論家に転換するに当たってのそれぞれ役割の認識を自分なりに十分に行っている点である。戸塚氏は、博士論文の審査において、特に、この点に関して、運動にお

ける男女の役割分担の存在、つまり女性が運動の主体となる必要性を認識したと述べ、自らの役割を運動に一般的に必要な理論的支柱を作り出すことに専念したいと述べている。

これらの優れた点は特筆されるべきであるが、また、公開審査会(2007年2月16日)では、問題とされるべき点も何点か指摘された。その第一は、強制的な性的役務の提供を労働とみなしうるのかについての不明瞭さの問題である。例えば、人の取引と他者の性的取引行為搾取の禁止についての条約への適合性解釈の問題は残り、女性労働活動家による労働としての性質決定を拒否する見解も存在する。第二には、強制労働条約は戦時にも適用できるかという問題も残る。その他にも仮説の立証の問題に関する若干の脆弱性や法解釈上十分立証されるべき点はあるけれども、本論文で行われた実務と理論を架橋することによる問題解決の試みは新たなかつ独創的な視点を示したものであり、また、この分野の国際人権法学の今後の研究に新たな視角を与えるものと評価することはできる。

審査委員会は申請論文を精査するとともに、公開審査会を実施し、本人からの報告と忌憚のない質疑応答を行ない、その結果として審査委員会は、本申請論文は立命館大学学位規程第18条第2項に基づく博士(国際関係学)に値するとの結論に達した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

申請論文が、博士論文にふさわしい内容を持っていること、および、公開審査会での報告と質疑においても申請者が論文の内容について深い理解を有してしっかり把握しており、かつ質問に対して的確な説明を行う能力をもつことが確認された。

審査委員会は論文の内容と水準に加えて、公開審査会での報告、質疑応答を検討し、申請者が博士号授与にふさわしい学力を有していることを確認した。申請者は、ロンドン大学に留学経験があ

〈学位論文要旨および審査要旨〉

り、本論文執筆にあたり多数の英語文献を渉猟している。また、国際機関の当局者へのインタビューもおこなっている。これらのことから、英語力についても高い能力を持っているものと判断した。以上のことから、本学学位規程第25条第1

項に基づき試問による学力確認を免除した。

審査委員会は以上の諸点を総合的に判断し、本学学位規程第18条第2項により、申請者に博士（国際関係学）の学位を授与することを適当と判断した。

氏 名：楠 本 利 夫

学 位 の 種 類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2007年10月6日

学位論文の題名：

「国際都市神戸の系譜—開港・外国人
居留地・領事館・弁天浜御用邸—」

審 査 委 員：桂 良太郎（主査）

中野 雅博

山下 清海（筑波大学）

<論文内容の要旨>

本研究の目的は国際都市神戸の発展史(ルーツ)を探ることにおかれている。幕末開港前後の神戸の地域的な発展の様相を、現代の異人館ブームの源ともいべき、外交関係の拠点であった領事館や外国人居留地の変遷に焦点をあてながら、多くの資料に基づき、実証的に精査され、論述されている。

特に、明治天皇御用邸の存在を鮮明に立証した点において、本稿はきわめて学問的意義があるといえる。この明治天皇の御用邸がはたした役割は当時のわが国の国際関係においてきわめて大きく、その後の国際都市としての神戸の歴史的展開においても重要な存在であったことがこの論文によって立証されている。従来ほとんど忘れ去られていたこの天皇御用邸を中心に、筆者はその御用邸に関する精密なフィールドワークを行いながら、当時の大津事件等に代表されるさまざまな外交的事件や課題と関連させながら、近代都市としての神戸の歴史的変遷を的確に浮き彫りさせた点において特徴がみられる。

そのために筆者は、第1章「神戸開港の系譜—「安政五ヶ国条約」と神戸開港—」において、神戸が開港されるまでの経緯をくわしく記述している。特に外国側からみた神戸開港の様子が多くの資料を駆使しながら論述されている点が注目される。

第2章「神戸開港と神戸・大阪の外国領事館」のところでは、開港から明治10年までの各国領事館の位置や内容についてくわしく分析されている。特に神戸と大阪開港当時の外国領事館の開設状況の比較も試みられている。

第3章「神戸外国人居留地と「神戸の鹿鳴館時代」—外国人居留地のエスノグラフィティー—」においては、神戸外国人居留地内の詳しい区画図や当時の都市計画の具体的な内容を紹介しながら、神戸の「鹿鳴館時代」が存在していたこと、そしてそれがはたした不平等条約撤廃への動き、また当地神戸の各界の要人たちの足跡が丁寧に論述されている。

第4章「「神戸将来の事業」—「文明の都」づくりへの提言—」では、より具体的な国際都市神戸の骨格となった都市計画にまつわるさまざまなプロジェクトを丁寧に紹介している。

それらのプロジェクトの成果が今日の神戸を形成しているといっても過言ではない。

そして、本稿の重要な特徴である、明治天皇御用邸については、第5章「神戸弁天浜・明治天皇御用邸—大津事件のもうひとつの舞台—」においてくわしく論考されている。この御用邸に関する公式記録はきわめて少なく、筆者はその資料収集にあたり、「大津事件」に関連した資料や、地元の地域史資料だけでなく、宮内省まで出向き多くの入手困難な資料の発掘に努力しながら、丁寧にそれらの分析を行って記述している。そして神戸港の発展においてこの明治天皇御用邸の果たした役割の大きさについての明瞭な実証がなされている。

そして最後の章「神戸開港と都市発展の方向」においては、神戸開港がその後の明治政府の政策課題にどのように関わり、またそれらが今日の「神戸文化」形成においてどのような役割をはたしてきたかについて、多文化共生社会づくりの先駆けとなったことと関連させながら本稿の筆者の考察のまとめとなっている。

〈論文審査の結果の要旨〉

本稿の評価点は以下のとおりである。

第1に、論文としての体系的性、つまり単なる論文集ではなく、全体として一貫したテーマ、近代都市神戸のルーツをさぐるという視点（筆者はそれを「文明の都」ということばで表現している）が統一されている。

第2の先行研究のサーベイにおいては、神戸を扱った近代史の諸資料、とりわけ当時の諸官庁の歴史的資料や新聞のマイクロフィルム版などの先行研究をできるかぎり収集するだけでなく、特に明治天皇御用邸に関する実証研究においては、実際に何度も足をかたむけ、当時の系図や地図をもとに計測するなどきわめて工学的な手法をも加味した鋭い実証分析がなされている点において、すぐれた学術研究といえる。

第3の理論的分析に関しても、都市史という歴史研究の面から見た場合、研究の方法論および技法において（たとえば社会史や文化史との精密な整合性や関連性の研究や方法）において厳密さは十分とはいえない面が伺われるが、工学的な手法での新たな提示をするなど（例えば御用邸の位置）、工夫を凝らしている点が評価され得る。

第4は、膨大な歴史資料の収集とそれらの資料分析が丁寧になされており、本書の研究的意図とそれに向けられた実証的研究がなされている。特に各外国領事館の場所や当時の人々の動きを各資料に基づいて立証がなされており、また御用邸に関しては入手困難な状況下であるにもかかわらず、筆者の執着心の賜物としての宮内庁の資料入手とそれらの分析を行った点においてきわめて貴重な研究文献として評価できる。

ただ各章の論旨の展開過程において、少々くどいともとられかねない記載の重複が見られるが、このことは筆者の主張を強調し、一貫性を確認する働きをしている点を記しておきたい。

審査委員会は申請論文を精査するために、公開審査会を実施し、本人からの報告と忌憚のない質疑応答を行った。そこでは、ここでの歴史的資料

の信頼性がどれだけあるか否か、また、「都市論」を展開するうえでの方法論上のありかた、「文明」と「文化」の相違などについて活発な論議がなされた。さらに本研究の学問的な位置付けに関しては、方法論および調査研究の手法において、歴史研究と社会学に代表される社会科学的研究との関係、および研究技法等にかかわる問題について活発な意見交換がなされ、とくに歴史的証跡としての御用邸の歴史的な評価の位置付けに関する議論がなされた。

それらの論議を総合的に判断して、審査委員会としては、本申請論文を立命館大学学位規程第18条第2項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

申請論文が、博士論文にふさわしい内容を保持していること、及び、公開審査会での報告と質疑においても申請者が論文の内容について深い理解と洞察力を有し、かつ質問に対しても的確な説明を行う能力を持つことが確認された。

審査委員会は論文の内容と水準に加え、公開審査会での報告、質疑応答を検討し、申請者が博士号授与にふさわしい学力を有していることを確認した。

申請者は1969年に神戸市役所に入庁され、1985年わが国自治体初の中国常駐事務所初代所長をされ、その後神戸市役所国際部長として、国際都市神戸市の国際交流の発展に取り組んできた。また、本学国際関係学部客員教授として「総領事リレー講義」のコーディネイターを担当し、多くの外国総領事や外交官との幅広いネットワークを築いてこられた。申請者の長年にわたる国際交流の実務経験などから鑑み、英語に関しては十分な能力を有するものと判断する。さらに、立命館大学学位規程第25条第1項該当者であると認め、筆記試験による学力確認を免除した。

審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断して、本学学位規程第18条第2項に適合するものと判断

立命館国際研究 20-2, October 2007

し、申請者に博士（国際関係学）の学位を授与することを適当と判断した。